

かみ
自然の恵み・人のふれあい南アルプス邑

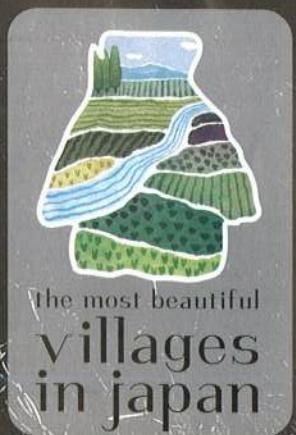
2014
1
No591

広報 はやかわ



(塩之上からの眺望)

謹賀新年



早川町は「日本で最も美しい村」
連合に加盟しています。

早川新時代の幕開けの年

町長辻一幸



あけましておめでとうございます。町民の皆様には、ご家族お揃いで希望の新春を迎えたことと存じます。今年も皆様には最良の年でありますことを心よりお祈りいたします。町におきましても、職員一同、決意も新たに、町づくりに邁進してまいりますので、皆様の旧に倍しての町政推進へのご支援ご協力を切にお願いいたします。

今年は、私たちの町、早川町の新時代を目指して第一歩の年にしたいと思います。町の将来に期待できる節目の年だと言えます。まず第一に、いよいよニアの建設が早川町でも始まります。東京一名古屋間の完成まで、向こう十四年間、二〇二七年まで早川町は工事で、慌ただしさと活気を呈します。私たちは、早川町を通過するこの夢の実現に向かって最大の協力をして、町に新しい変化を呼び込みたいと思います。

第二に、今年の六月には、南アルプス全圏域、山梨、静岡、長野の十市町村でユネスコエコパーク（国連教育科学文化機関生物圈保存地域）

の登録が確実視され、決定が待ち望まれます。登録は、南アルプスの世界的な価値が評価されることであります。自然環境保全とそこに暮らす私たちが生き生きと暮らせることがエコパークのテーマです。南アルプスを背景とした広域での新しい地域づくりを前進させていかなければならぬ第一歩の年となります。あわせて第三に、時を同じにして六月には、南アルプス国立公園指定五〇周年という記念すべき時を迎えます。

こうした中で、私たちが待ち望んでいる中部横断自動車道路も三年後、平成二十九年の完成を目指して着々と工事が進んでいきます。

また、町の行き止まり状態の解消のために、奈良田—南アルプス市桃の木間の生活関連道路開削も、山梨県が本格的に具体化に向かっての計画を進めていく見通しです。

本年もこのような町を取り巻く大きな課題を背景として、町づくりを力強く進めてまいります。町が将来に向かって発展していくという、希望と夢が満ちた新しい年にしていくではありませんか。

成二十六年の新春を迎えたことと存じます。町議会に対しご協力、ご支援を深く感謝申し上げます。

振り返つてみると、昨年も激動の一年になりました。国においては安倍第二次内閣が発足して丸一年、経済優先のアベノミクス政策がやっと緒に就いた感がするところです。今年こそ長い不況のトンネルから脱することを期待したいと思います。山梨県においては、富士山の世界文化遺産登録が実現し、周年の初の国民文化祭も成功のうちに終了いたしました。

早川町においては昨年秋、町議会議員選挙が行われました。町の人口減少等が考慮され、定数も十名から八名という定数の中での選挙が行われました。議員数が減つた中の議員の使命はより重いと感じているところです。町民の皆さんのお負託と期待に応えるべく、町づくりに議員一同強い決意で臨んでまいりますので、新議会への提言ご叱正を期待いたします。

今年のわが町の課題もたくさんあります。まず役場庁舎の建設が行われます。早川町が誕生して六十年になろうとしています。老朽化し耐震にも厳しい現建物だけに、議会としても建て替えに賛同しているところであります。いま役場内で、構想から本設計の準備が進行しています。具体化に向かつて議会としても、執行部とともに検討に加わります。皆さんのお声を役場建設に取り入れていけたらと思います。町民の皆さんのが気軽に立ち寄り、明るい雰囲気でみんなの拠り所となるような役場庁舎の完成をと願っています。

夏ごろまでには、南アルプスユネスコエコパーク登録の決定、合わせて国立公園五十周年などと私たちの南アルプスが新しい段階に入ろうとしています。またリニアモーターカーの町内での工事開始、中部横断道の建設促進などと希望の持てる変化が始まれば、節目の年になろうと思います。

議会の使命と責任は、町行政と車の車輪となり、町民が安心して安全に暮らすこと、その上に町を将来につなぐしっかりと今を築くことにあります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

年頭のごあいさつ

議長望月十四朗



町民の皆様には、ご健勝にて平成二十六年の新春を迎えたことと存じます。また日頃は、町議会に対しご協力、ご支援を深く感謝申し上げます。

振り返つてみると、昨年も激動の一年になりました。国においては安倍第二次内閣が発足して丸一年、経済優先のアベノミクス政策がやっと緒に就いた感がするところです。今年こそ長い不況のトンネルから脱することを期待したいと思います。山梨県においては、富士山の世界文化遺産登録が実現し、周年の初の国民文化祭も成功のうちに終了いたしました。

早川町においては昨年秋、町議会議員選挙が行われました。町の人口減少等が考慮され、定数も十名から八名という定数の中での選挙が行われました。議員数が減つた中の議員の使命はより重いと感じているところです。町民の皆さんのお負託と期待に応えるべく、町づくりに議員一同強い決意で臨んでまいりますので、新議会への提言ご叱正を期待いたします。

今年のわが町の課題もたくさんあります。まず役場庁舎の建設が行われます。早川町が誕生して六十年になろうとしています。老朽化し耐震にも厳しい現建物だけに、議会としても建て替えに賛同しているところであります。いま役場内で、構想から本設計の準備が進行しています。具体化に向かつて議会としても、執行部とともに検討に加わります。皆さんのお声を役場建設に取り入れていけたらと思います。町民の皆さんのが気軽に立ち寄り、明るい雰囲気でみんなの拠り所となるような役場庁舎の完成をと願っています。

夏ごろまでには、南アルプスユネスコエコパーク登録の決定、合わせて国立公園五十周年などと私たちの南アルプスが新しい段階に入ろうとしています。またリニアモーターカーの町内での工事開始、中部横断道の建設促進などと希望の持てる変化が始まれば、節目の年になろうと思います。

議会の使命と責任は、町行政と車の車輪となり、町民が安心して安全に暮らすこと、その上に町を将来につなぐしっかりと今を築くことにあります。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

平成二十五年度一般会計補正予算等を可決・同意

12月町議会定例会議案



十二月町議会定例会が、十二月十日に開かれ、平成二十五年度一般会計補正予算等が慎重に審議されました。

審議の内容は次のとおりです。

条例

予算

◆平成二十五年度早川町一般会計補正予算（第三回）

◆平成二十五年度早川町介護保険特別会計補正予算（第一回）

（歳入の主なもの）
▽町債 五百二十万五千円（減額）
▽繰入金 六百万五千円（減額）

（歳出の主なもの）
▽事業費 千百二十万五千円（減額）
▽町債 千六百七万四千円となりました。
▽繰入金 五千六百七万四千円となりました。

◆早川町硯島財産区議会条例中改正の件

（歳入の主なもの）
▽繰越金 六十七万八千円

◆早川町税条例中改正の件

（歳出の主なもの）
▽国庫支出金 五十二万八千円

◆早川町国民健康保険税条例中の改正

（歳入の主なもの）
▽支払基金交付金 百八十二万円

◆早川町後期高齢者医療に関する条例中改正の件

（歳出の主なもの）
▽農林水産業費 五百九十三万三千円

◆早川町介護保険条例中改正の件

（歳入の主なもの）
▽教育費 八百七十八万五千円

◆平成二十五年度早川町簡易水道事業特別会計補正予算（第二回）

（歳入の主なもの）
▽総務費 六百九十三万六千円

◆早川町印鑑条例中改正の件

（歳入の主なもの）
▽総務費 六百九十三万六千円

その他

（歳出の主なもの）
▽教育費 八百七十八万五千円

◆早川町教育委員会委員任命につき同意を求める件

（歳入の主なもの）
▽保険給付費 五百九十三万三千円

◆江本たまき（本村）

（歳入の主なもの）
▽保険給付費 五百九十三万三千円

任期満了に伴い右記の二名を引き続き教育委員に任命するこ

とに同意されました。

※三名による一般質問につきましては次号以降に掲載いたしました。

右記四件の条例改正は、地方税法の一部改正に伴う条例改正です。新システムの移行に伴い印鑑登録を磁気ディスクに登録し調整するための改正です。早川町印鑑条例中改正の件は、千四百三万六千円となりました。

◆平成二十五年度早川町簡易水道事業特別会計補正予算（第二回）

歳入歳出それぞれ千百二十万五千円を減額し、予算総額は七千四百三万六千円となりました。

第20回アレルギー週間山梨地区イベント

山梨アレルギー市民フォーラム 2014

■日時 平成26年2月9日(日)14:00~16:00
■場所 山梨大学医学部(玉穂キャンパス)
臨床小講堂(山梨県中央市下河東1110)

■講演内容

県内医療機関に勤務する、それぞれの領域におけるアレルギー専門の先生が、一般の方を対象にしたわかりやすい講義を行います。
「花粉症について」「小児気管支喘息について」「アトピー性皮膚炎について」「食物アレルギーについて」

その後、会場からの質問にもお答えします。

※参加は無料、事前の申し込みも必要ありません。

■主催 公益財団法人日本アレルギー協会関東支部山梨地区ブロック
山梨大学医学部耳鼻咽喉科・頭頸部外科医局
〒409-3898 山梨県中央市下河東1110
TEL 055-273-6769
FAX 055-273-9670
(平日 10:00~15:00)

上流研ニコラ情報



新年おめでとうございます

皆様よいお年をお迎えのことと存じます。

研究所は、「早川の課題に対する調査研究や政策提言」「活性化を目指す住民活動の支援」「早川の存在意義の確立と、持続可能な社会の構築」に寄与することを目的として活動しています。

本年は研究所がNPOとして発足し8年目を迎えました。昨年は役員の改選期にあたり、新体制の発足とともに組織の見直しと充実を図るため、理事会に3グループを設置し、グループごとにテーマを設けて取り組むことになりました。各グループのテーマは「グループ① 集落の維持・活性化へ向けた総合的支援」「グループ② 地域資源を活用した新たなビジネスモデルづくり」「グループ③ 子どもへの地域教育・次世代の担い手育成」と設定して、事業のすべてにグループとしての意見が反映される環境が整いました。ご承知のように理事の任務はNPOを経営することですが、理事の最も重要な役割は、地域で暮らす市民として地域の声を聴いて伝えていくことであり、グループ会議において大いに議論し、地域社会の構築に貢献していくことではないかと思います。グループの運営はまだ試運転の段階ですが、3グループとも使命感に燃えて取り組んでいることに、設立の意義を感じております。

研究所は、社会的要請に迅速かつ柔軟に取り組むことができる早川町が立ち上げた唯一の機関です。今後も皆様のご意見や要望をお伺いして地域の課題解決に向け取り組んでまいります。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

NPO法人日本上流文化圏研究所理事長 深沢 正晴



▲はやかわ思い出アルバム取材



▲こどもクラブの様子



▲集落の方との話し合い

税理士会は地域社会に貢献しています

東京地方税理士会山梨県会及び甲府・大月両支部は、社会貢献活動の一環として、平成25年分所得税・消費税の確定申告にあたり、下記の日程で「税の無料相談会」を行います

【鰍沢税務署管内】

無料申告相談……所得金額が多額な方、相談内容が複雑な方、及び譲渡所得がある方はご遠慮ください。

月　　日	会　　場	所　在　地	時　　間
2月 3日 (月)	市川三郷町役場本庁舎 1階 大会議室	市川三郷町市川大門 1790-3	10時～12時 13時～16時 ※受付時間は午前、午後とも終了時間30分前まで。
2月 13日 (木)			

税理士記念日無料税務相談

税理士記念日事業無料税務相談……譲渡・相続・贈与等の相談も受け付けます。申告書の提出は出来ません。

月　　日	会　　場	所　在　地	時　　間
2月 20日 (木)	富士吉田市民会館ギャラリー	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	10時～12時 13時～16時 ※受付時間は午前、午後とも終了時間30分前まで。
2月 23日 (日)	山梨県税理士会館	甲府市中央 2-11-23	

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求について

山梨県心身障害者自動車燃料費助成金の請求を次のとおり受け付けます。助成を希望される場合は、必要書類を添付または提示して、請求書を提出してください。

1 助成の対象者

山梨県内に居住し、平成25年度分の自動車税または軽自動車税(2輪のものを除く。以下「自動車税等」といいます。)の減免を受けている自動車(軽自動車)の所有者、または平成25年度中途において減免の条件に該当し、平成26年度から自動車税等の減免が受けることができる自動車(軽自動車)の所有車で、次のいずれかに該当する心身障害者または当該心身障害者と生計を一にしている者を対象とします。

身体の障害を理由とする場合	身体障害者手帳の場合	身体障害者手帳に記載された総合等級が1級または2級であること
	戦傷病者手帳の場合	戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法別表第1号表の2の特別項症、第1項症または第2項症に該当すること
知的障害を理由とする場合	療育手帳に記載された障害程度がA-1、A-2a、A-2b、A-3であること	

※減免の対象となる車が山梨ナンバー以外は、助成対象外です。

2 助成内容等

- (1) 対象期間 自動車税等の減免対象車両で消費する燃料の購入日が、平成25年1月1日から平成25年12月31日までを対象とします。ただし、期間の途中で新たに減免の対象となった場合には当該対象となった日
- (2) 助成対象量 「(1)の対象期間(月数)×【50㍑】で計算した数量」と「実際の購入量」のいずれか少ない数量です。
- (3) 助成額 (2)の助成対象量1㍑につき、ガソリンにあっては40円を、軽油にあっては18円を乗じた額です。

3 請求書の受付と必要な書類

(1) 島南保健福祉事務所での受付

- ① 受付期間 平成26年1月15日(水)～平成26年2月7日(金)まで
- ② 受付時間 午前9時～午後5時(土曜・日曜を除く)

※受付期限を過ぎた請求は受付できませんので、注意してください。

(3) 受付場所 島南保健福祉事務所 福祉課(南巨摩合同庁舎1階)

(2) 請求の受付と必要な書類 ※早川町役場福祉保健課でも用意しております。

- ① 提出いただくもの ア. 山梨県心身障害者自動車燃料費助成金請求書 イ. 領収書(燃料購入量、金額給油年月日および助成金請求者の氏名が減免車両番号が明記されたもの)と購入量計算書

※領収書がない場合は、支払証明書を提出してください。この場合、購入量計算書は必要ありません。

※支払証明書には販売店の証明印が必要です。

- ② 持参いただくもの ア. 身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳(備考欄に減免申請済の押印があるもの)(手帳に減免の押印がない場合は必ず「納税証明書」や「減免手続を行った旨の証明書」など自動車税の減免を受けていることを証明する関係機関発行の書面を持参してください。) イ. 減免対象車両の自動車検査証 ウ. 印鑑 エ. 助成金受取口座の預金通帳

△問い合わせ先 (土曜・日曜・祝日を除く、午前9時～午後5時)

島南保健福祉事務所 福祉課(富士川町鰍沢771-2)

TEL 0556-22-8145 FAX 0556-22-8147

相続・成年後見無料法律相談会

- 主催 山梨県司法書士会
- 開催日時 平成26年2月8日(土)
午後1時から4時まで
- 開催場所 飯富ふれあいセンター
(身延町飯富2280番地)
- 相談対象 相続、遺言、成年後見、不動産登記 その他
※予約不要、先着順 ※相談料は無料です。
- 問い合わせ先 山梨県司法書士会総合相談センター
TEL 055-253-2376



保健の窓



身体に感謝を～心臓～

あけましておめでとうございます。よりおこります。

平成二十六年新年御は、盈モ正印モ休みなく働き続けている、『心臓』に思いを馳せるひとにしましょ

ポンプの力①

心臓は、血液を送り出す『ポンプ』です。一回の拍動（心臓がドクンと縮むこと）で、血液約七〇ml（参考：ヤクルト一本六五ml）が送り出されます。一分間に七〇回拍動があれば、その間に送り出される血液量は約五〇mlになります。人の血液量は四〇mlです。ということは、心臓から送り出された血液は、計算上では一分間で身体を一周りしているということになります。

心臓は、胸の真ん中にあり、少し尖った先端は左側に位置します。心臓の筋肉は、自分の意志で動かそうと思つても動きません。私たちが意識しなくて、も、体の状態に合わせて、緊張したり運動したりするときは速くなるなどの対応をしてくれています。

この筋肉も、動くには、酸素や栄養が必要です。そのため、心臓の周りに張り巡らされている血管から酸素と栄養が届けられます。心筋梗塞は、この血管がつまることに

ポンプの力②

拍動が一分間七〇回とすると、一時間に四二〇〇回、一年で36792000回になります。八〇歳の方の心臓はこれまで、294336000回の拍動を続けてきました。走ったり、恋したりして心臓がドキドキしました。働き続けている自分の心臓に感謝して、新しい年を実際はもっと多いのでしょうかね。

★心臓の仕組み

心臓の中は、左右二つの部屋に分かれています。左右の部屋は、それぞれ、穴がある壁でさらに二つに仕切られています。この仕切りの穴と血液の出口には、精密に作られた扉（弁）があります。合計四つの扉は、開く方向が決まっているので、血液は逆流しません。心臓という袋の中で、酸素の多い血液と少ない血液が混ざらないよう上手に交通整理ができる仕組みになっています。

いかがですか？ 心臓ひとつとっても、私たちの身体は精巧に効率よく作られていて、愛おしくなります。一年三六五日、働き続けている自分の心臓に感謝して、新しい年をスタートしましょう。

(上田美穂保健師)

町民文芸



俳

句

—早川町二十日会—

(敬称略)

豆炭の日毎数増す炬燵かな

早川俊英

川底を這うて流れる落葉かな

大野正之

一人とは声なき暮し冬隣

望月昭枝

野良猫の伸びをして行く小春かな

長谷川縫子

犬小屋の向きも変へたる冬構へ

松永節子

影長く落とし冬日の沈みけり

保坂紀恵

冬霞富士の山並み遠くせり

星の夜や結露の窓を開け放つ

冬ぬくし一人暮しを訪ねけり

上田美穂

冬麗や日向にまはす梅の鉢

早川和子

炭火たく昔話の囲炉裏ばた

大野和子

落葉焚く煙吸ひ混む青き空

荒居花子

冬來たる山色褪せて日は陰る

望月真智子

雪の富士遮るものは何もなし

小沢芳樹

諒訪恭市

古井戸に新しき蓋注連飾る



「クリスマスリース」

南保育所
ふじもとたいせいくん

なわがかおにあたって「たかみざわ」といふ名前をもらいました。なわとびも、いつも元気で、みんなから喜ばれています。なわとびは、おもてなしの心がいいです。

「おおきくなつたら、友園(イーダーワイガード)になりたいです。」「おおきくなつたら、友園(イーダーワイガード)になりたいです。」「おおきくなつたら、友園(イーダーワイガード)になりたいです。」

「おおきくなつたら、友園(イーダーワイガード)になりました。」

ふれあいひろば

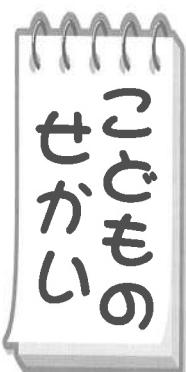
短歌・俳句・詩・習字・絵画・写真・身近な出来事などをあ寄せください。
「広報はやかわ」は、あなたの投稿をお待ちしています。

作品募集中



北小学校2年生

北小学校二年生作文



いろんなわざができるよ

(写真 左側)



いけだせいじゅうくん

南小といっしょで
楽しかった

(写真 右側)

あやとりのとくいな
せいじゅうくん

(写真 中央)

たかみざわつかさくん

(写真 左側)

おさわ ことさん

(写真 右側)

車、ひょうたん、バック、ひ

こうきだよ。バックは「ふぶ

かな」と思つたけど、うまくで

きてうれしかつたです。家ぞ

くでもまた行きたいなあと思つ

ました。

教えてもらつたわざば、電

車、ひょうたん、バック、ひ

こうきだよ。バックは「ふぶ

かな」と思つたけど、うまくで

きてうれしかつたです。家ぞ

くでもまた行きたいなあと思つ

ました。

せこじゅうくんの「こと」とい

うは、ほかにもあります。計

算がじょうずないことです。計

算が早く、といねいだから

いいなと思いました。

わたしも、せいじゅうくん

みたいなりつぱな二年生にな

りたいです。





12月24日、歌手の三船和子さんが、福祉センターに慰問を行いました。三船さんのプロの歌声に多くの方が聴き入っていました。



12月25日、南保育所にてクリスマス会が行われました。突然のサンタクロースの登場に園児たちは驚きながらも、プレゼントに大喜びしていました。

確定申告のご案内

平成25年分の申告書の提出及び納税の期限は、次のとおりです。

	申告書の提出期間	納税期限	振替日
所得税	2月17日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)	4月22日(火)
消費税	1月6日(月)～3月31日(月)	3月31日(月)	4月24日(木)
贈与税	2月3日(月)～3月17日(月)	3月17日(月)	

★ 所得税の還付申告書は2月17日以前でも提出することができます。

★ 振替日は、口座振替を利用する方の、預貯金口座等から引落し日です。

★ 確定申告書の作成・相談のために来署される方へ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書作成会場を、次のとおり開設します。

期 間	平成26年1月27日(月)から4月1日(火)まで ※ 土、日及び祝日を除く
受付時間	8時30分から (提出は17時まで)
相談時間	9時から17時まで

- 会場が混雑している場合には、受付を早めに締め切ることがありますので、なるべく早めにお越しください。
- 確定申告書作成のために来署される場合は、上記期間にお越しください。
- 申告書作成のアドバイスを希望される方は、印鑑、源泉徴収票等の必要書類をご持参ください。
- 前年の申告書等の「控」が、作成の際の参考になりますので、是非ご持参ください。
- 医療費控除の医療費の領収証については、事前に集計のうえご来署ください。
- 事業所得や不動産所得がある方は、事前に売上・仕入・経費の集計のうえご来署ください。

★ 作成済の申告書等の提出は郵送でも行なうことができます。

- 申告書等は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成するか、提出用・控用とともに、ペンまたはボールペンで記載してください。
- 申告書等の「控」に受付印が必要な方は、切手を貼付した返信用封筒(郵便番号・住所・氏名を記載してください。)を同封してください。後日返送いたします。
- 平成25年から平成49年までの各年分については、東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源確保のために、復興特別所得税と併せて申告・納付します。復興特別所得税は、所得税額に対する付加税で、平成25年から平成49年までの各年分の基準所得額(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率を掛けて計算します。

申告書等の送付先 鰍沢税務署

〒400-0693 南巨摩郡富士川町1502-1 ☎ 0556-22-3191

☆ 税理士による無料申告相談の開催日程

開催月日	対象者	会場(所在地)	相談時間
2月3日(月)	年金受給者ほか (注1)	市川三郷町役場 本庁舎1階大会議室 (市川三郷町 市川大門1790-3)	10:00 ～12:00
2月13日(木)	小規模納税者ほか (注2)		13:00 ～16:00

(注1) 年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象としてあります。

(注2) 小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象としてあります。

○ 土地、建物及び株式などの譲渡所得のある方はご遠慮ください。

○ 混雑する場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

○ おいでいただく場合には、印鑑、源泉徴収票など必要書類をご持参ください。

☆ 出張相談の開催日程

開催月日	会 場 (所在地)	相 談 時 間
2月4日(火)	身延町総合文化会館 2階会議室 (身延町波木井407)	10:00～12:00
2月5日(水)	身延町中富文化会館 2階視聴覚室 (身延町切石360)	
2月6日(木)	南部町総合会館 2階第3研修室 (南部町内船4473-1)	13:00～15:30

○ 混雑する場合には、受付を早めに締め切ることがあります。

○ 所得税及び消費税の申告(土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く)を対象としてあります。

○ おいでいただく場合には、印鑑、源泉徴収票などの必要書類をご持参ください。

まちのすがた 人口 1,188人 男 583人 女 605人 世帯数 666戸 (1月1日現在)